

ふくしまスカイパークの使用基準

(車両イベント：ドラックレース・ジムカーナ等)

「ふくしまスカイパーク」は、800mの滑走路を有する農道離着陸場です。

次の事項を利用者の皆さんで遵守し、安全で楽しい使用を続けていけるようご協力をお願いします。

基本概要：

①利用時間は、8時30分～17時の間で、貸出条件に準じます。17時までにスカイパーク敷地内からの退出を済ませて下さい。(駐車場での滞在時間も利用の対象となります。)

尚、8時30分前及び17時以降の使用は、時間外利用の対象となります。

②100人以上の使用者(見学者を含む)が見込まれる場合は、各自で仮設トイレをご用意下さい。(施設内の公園トイレは封鎖します。)

③航空機等による滑走路利用の調整依頼があった場合は、ご協力をお願いします。飛行計画が予定されている場合は、事前にお知らせいたします。直前の変更でも利用時間の1時間前にお伝えします。滑走路上からの速やかな退出と全ての工作物の撤去をお願いします。

④利用者は使用責任者を配備し、使用責任者の運営・管理のもとで利用を行って下さい。使用責任者へは、管理棟との通信用無線機を貸し出しします。無線機は必ず携帯し、管理棟からの呼びかけには確実に応じて下さい。

1：安全等について

(1)安全には十分注意を払い、何よりも安全を優先させ、少しでも安全に疑念のある場合は、使用を一時中止して下さい。

尚、利用中の不測の事故については、当事者又は使用責任者が全ての責任を負う事となります。

(2)離着陸に伴う際には、使用責任者の権限で指定された時間までに滑走路内の全ての工作物を撤去し、車両・人員は、E²内の白線内側まで速やかに退避し、安全を確保して下さい。

(3)緊急機着陸の場合は、利用者の安全確保を最優先とし、滑走路上からの速やかな退出をお願いします。

(4)天候不順等により、施設利用が出来なかった場合、前日までの事前通知及び滑走路等への工作物設置を行っていない状態であれば、施設使用料は発生しません。

(5)第1分類にて滑走路を利用している土日利用の場合は、代替日の調整対応は致しません。

(6)第2分類及び第3分類にて利用の場合、3分割の時間指定は出来ません。利用日当日に確認となります。

2：使用上の注意

(1)モーターボート競技等における使用（直線走行でスピードを出して走行するものを含める）については、ヘルメット（※1）と保護着（※2）とシートベルト着用（単車は除く）を厳守して下さい。

又、モーターボート競技等を行う場合は、JAF（全日本自動車連盟）が定めるモーターボート諸規則内の一般安全規定を参考にし、主催者もしくは使用責任者の判断によって安全対策を実施して下さい。

(2)直線距離を加速走行する場合は、滑走路32方向からの走行に限定し、中央部：400mまでを加速域、以降は減速域として下さい。中央部より先の加速は、停止エリア不足に直結し、事故につながる恐れがあるので実施してはいけません。又、安全地帯を設ける等の安全対策を実施して下さい。

(3)並走して走行する競技の場合は、事故防止の為に十分な車間距離を確保して下さい。

(4)滑走路内の芝生エリアを損傷させるような使用は、禁止となります。

(5)使用後は、滑走路内の点検を必ず行い、タイヤ等のゴミを確実に拾って下さい。

(6)エンジン内では徐行とし、エンジンの空吹き等の周囲に迷惑がかかる行為は、行わないで下さい。

(7)エンジン・滑走路内において燃料等の可燃物を持ち込む場合は、必要に応じて消火器を配置して下さい。

(8)滑走路内に進入して作業する場合には、管理棟より貸与されたビブス等を着用して下さい。

(9)見学者をエンジン内に入れる場合には、滑走路への進入防止の為にコーピング又は管理人を配置して下さい。

(10)喫煙については、指定された箇所でのみ行って下さい。

(11)持ち込んだ備品等は、全て持ち帰って下さい。ゴミ等についても同様となります。

(12)許可された以外のエリアには立ち入らないで下さい。特に芝生エリアは注意して下さい。

(13)キャリア等 の 砕石 駐 車 場 へ の 駐 車 は 可 能 で は あ る が 、 砂 ぼ こ り 等 を 出 さ な い 様 に 走 行 を し て 下 さ い。

3：使用基準の周知徹底について

使用責任者は、全使用者に対して当基準の周知・説明を行って下さい。使用者が当基準の説明を受けておらず、問題が発生した場合は、必要に応じて地元警察へ通報する場合があります。

又、マナー無き行動及び使用状態が確認・発見された場合には、以後の利用許可に制限を加える場合があります。

4：事故の発生等について

使用中に発生した事故については、怪我人の応急処置等を最優先とし、その後、管理棟へ速やかに申し出て下さい。必要に応じて関係機関(警察・消防等)へ連絡を行って下さい。

又、事故等により、滑走路への損傷・破損に至った場合には、速やかに現状回復を行って下さい。

※1：ヘルメットは、顔全体を覆う物に限ります。※2：保護着は、レーシングスーツ、プロテクター等を指します。